

(仮称)上田市オープンドアスクール  
施設整備等事業者選定プロポーザル  
審査基準

令和 8 年 7 月

上田市教育委員会 学校教育課

## 審査基準及び配点

### 1 審査の基本方針

事業者選定のための審査は、応募者から提出された提案書を基に、審査項目について、「(仮称)上田市オープンドアスクール施設整備等事業者選定プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。

### 2 審査基準

評価・判定は、各評価項目において次に示す5段階により行う。ただし、提案価格評価については、本審査基準の3-(8)で定める方法において行う。

判定	評価	掛率
A	特に優れた提案である。	1.0
B	優れた提案である。	0.8
C	評価できる提案である。	0.6
D	標準的な提案である。	0.2
E	評価できる提案がない。	0

※得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

### 3 審査項目及び配点表

各審査項目及びその配点は以下のとおりとし、審査委員1人の持ち点は合計150点とする。

#### (1) 実績・体制評価

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
施工実績 ・ 施工体制	① 代表者の実績	・類似施設の実績、規模 ・BTO方式での事業実績	5
	② 適切な技術者、担当者の配置 (設計・工事監理業務・施工)	・担当者の資格、経験、業務実績等	5
合計点数			10

#### (2) 工程評価

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
工程計画	解体、設計、建設の全体工程	・校舎引渡しまでの全体工程は適切か。 ・工期遵守の方策と実施体制は適切か。	5
		合計点数	5

(3) 資金計画評価

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
資金調達	資金調達の 確実性	・長期に渡る業務実施にあたり、確実性と安全性を担保した資金調達が可能か。	5
	合計点数		5

(4) 整備方針評価

審査項目	評価基準 テーマ	審査の視点	配点
整備方針	① 教育環境の 安心と安全 性	・学校の特性を考慮し、多様な生徒が安心、安全に利用できる学習環境が提案されているか。 ・夜間も含め、防災や防犯性能を備えた提案、計画となっているか。	10
	② 機能的で快 適な教育環 境の充実	・多様な学習ニーズに対応した柔軟でフレキシブルな平面計画や学習環境が提案されているか。 ・教室及び各諸室を機能的に配置し、生徒の動線にも配慮しているか。 ・生徒の特性に配慮した快適性能(採光、通風、換気、遮音等)が確保された計画となっているか。 ・教育環境等の変化に対応可能な工夫が見られるか。 ・隣接するJRやしなの鉄道の騒音など、十分な防音対策に配慮した環境計画となっているか。	10
	③ 経済的で効 率的な整備	・ZEB ready を考慮した、エネルギー効率や環境に配慮した計画となっているか。 ・長期の維持管理も見据え、メンテナンス性、耐久性を考慮した施設、設備計画となっているか。 ・ライフサイクルコストの低減が図れているか。	10
	④ 施工計画の 妥当性	・敷地全体の有効活用と既存建物に配慮した計画となっているか。 ・工事中の品質管理、施工品質が十分に確保される計画となっているか。 ・隣接する JR やしなの鉄道の運行に配慮した施工計画となっているか。 ・工事期間中、敷地内で機能する市の事務所等の運営に配慮した計画となっているか。 ・近隣住民、周辺環境に対する安全、環境対策は十分か。	10
	合計点数		40

(5) 維持管理業務評価

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
保守点検	維持管理業務 計画	・事業期間中の長期に渡る経済的かつ効率的な、業務の実施方針、メンテナンス計画が提案されているか。 ・緊急時も含めた、各維持管理業務における実施体制は適切か。	10
		合計点数	10

(6) 地域経済評価

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
地域経済	市内業者の活用	・地域経済への貢献の観点から、事業実施にあたり、下請けや協力業者などに市内業者が有効活用されているか。	15
		合計点数	15

(7) 企画提案(全体計画図による提案)

審査項目	評価基準	審査の視点	配点
技術提案	要求水準の適合	・「コンセプト」、「基本方針」、「施設整備の基本方針」など、本要求水準を満たした空間構成、配置計画、施設整備に係る技術提案がなされているか。	40
		合計点数	40

(8) 提案価格評価

提案価格評価点は、本市が各提案者の提案価格を次式によって算定する(「2 審査基準」に定める 5 段階評価は適用しない)。提案価格評価点の算定においては、上限を25点とし、本事業における提案上限額を上回った提案者は失格とする。なお、評価点の算定においては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

○提案価格評価点の算定

$$\text{提案者 A の提案価格評価点} = \frac{\text{提案者中の最低提案価格}}{\text{提案者 A の提案価格}} \times 25$$

#### 4 優先交渉権者の決定

- (1) 各提案者における審査委員全員の合計得点が、最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に高かった者を次点交渉権者として選定する。  
ただし、評価項目の判定に「E」がある場合については、当該提案者は、選外とする。
- (2) 最高得点者が複数となった場合は、提案価格評価の得点が高い順とし、提案価格評価が同得点の場合は、審査委員会にて協議し選定するものとする。